

科目群	科目区分等	科目名	担当教員名	対象学年次	学期
共通基礎科目	2単位 教養科目	日本国憲法	飯田孝也	1年次	春

授業のキーワード	国民主権・基本権・平和主義
授業の概要・目的	アップ・ツー・デートな社会事象を参照しつつ、日本国憲法の基本原理を考察し、その全体像の把握に努めます。また、国家の統治作用や統治機構あるいは地方自治の制度を概観することにより現代社会の法的・政治的構造の理解に努めます。
履修のアドバイス・前提科目等	高校時代までに得た日本国憲法に関する予備知識を基礎とし、国の政治の仕組みや国民の基本権などを掘り下げて説明しますが、「法学」を履修されることをお勧めします。

### 授業展開

	テーマ	内 容		テーマ	内 容
第1講	憲法学へのへのいざない	イントロダクション:「いま、なぜ、憲法なのか」を考えます。	第9講	近代立憲主義と権力分立	近代立憲主義の重要原則である「権力分立」を考えつつ、同時に、「統治機構」全般を考察します。
第2講	基本権保障の歩み	基本権保障の歴史、社会的基本権の発達、基本権と「公共の福祉」との関係などの考察を行います。	第10講	国会	国会
第3講	包括的基本権	日本国憲法の保障する「人間の尊厳」や「法の下での平等」を考察します。	第11講	内閣	議院内閣制とは何かを考えるとともに、内閣の地位、構成、権限、責任その他の考察を行います。
第4講	基本権の新展開	現代社会に新たに登場した基本権としてのプライバシー権や自己決定権、環境権等を考察します。	第12講	裁判所	「司法の独立」とは何かを考えつつ、裁判所の地位、構成、権限、とりわけ、「違憲審査権」その他の考察を行います。
第5講	精神的自由と行動の自由	「思想・良心の自由」、「信仰の自由」、「学問の自由」あるいは「表現の自由」の考察を行います。	第13講	国の行政と国民の権利	違法な行政に対する救済制度（不服申立、行政訴訟と損失補償・損害賠償）等の考察を行います。
第6講	刑事司法と適正手続	現行憲法は、刑事司法、刑事手続に関し、如何に「国民の基本権」に配慮しているかを考えます。	第14講	地方自治	地方自治とは何か、住民自治とは何か、地方住民は如何なる権利を有するか等の考察を行います。
第7講	社会的な基本権	現行憲法が規定する「生存権」をつぶさに考察し、教育を受ける権利や教育の義務、労働問題と労働者の諸権利、さらには、社会福祉の現代的意義を考えます。	第15講	試験	
第8講	国民主権と象徴天皇	国民主権に関し、なぜ「民主制」が必要とされるのかを考えるとともに、所謂「象徴天皇」を考察します。	評価方法		定期試験 80% 出席状況 20%
備考 (関連する資格・試験等)		公務員採用試験、あるいは、法学検定試験委員会が主催する「法学検定試験」4級以上の出題対象科目です。また、数種の資格試験においては単位取得が必須条件になっています。			
使用する教科書（必ず購入してください）			参 考 文 献		
飯田孝也著・「憲法学プロムナード」・株式会社 ギョウセイ 六法全書あるいは日本国憲法全文の写しを必ず用意して下さい。			適宜、授業時間内に指示します。		